

V 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

1 のり面の保護

【政令】（崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準）

第十五条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面

二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

審査基準

- ・ 盛土又は切土に伴って生じるのり面(崖面を含む)は、風化、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面保護工により保護すること。
- ・ 擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われたのり面については、政令第15条は適用しない。

[保護の必要がない地盤面（崖面を除く）]

- ①崖の反対方向に勾配を付した崖面天端
- ②舗装された地盤面
- ③植生の生育が確保される地盤面

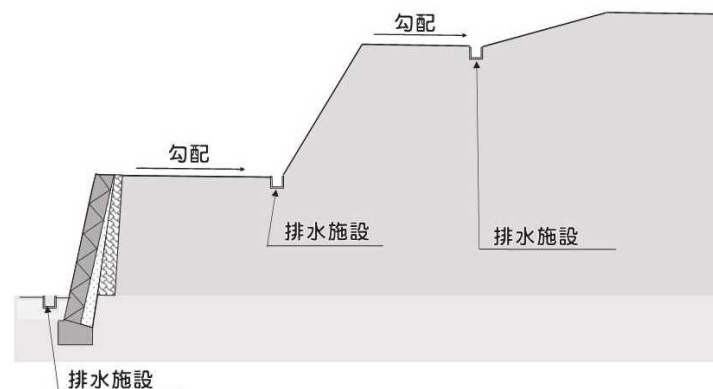


図4-5-1 崖面天端の勾配

【留意事項】

- のり面保護工の選定は、盛土のり面にあっては図4-5-2、切土のり面にあっては図4-5-3のフローによること。

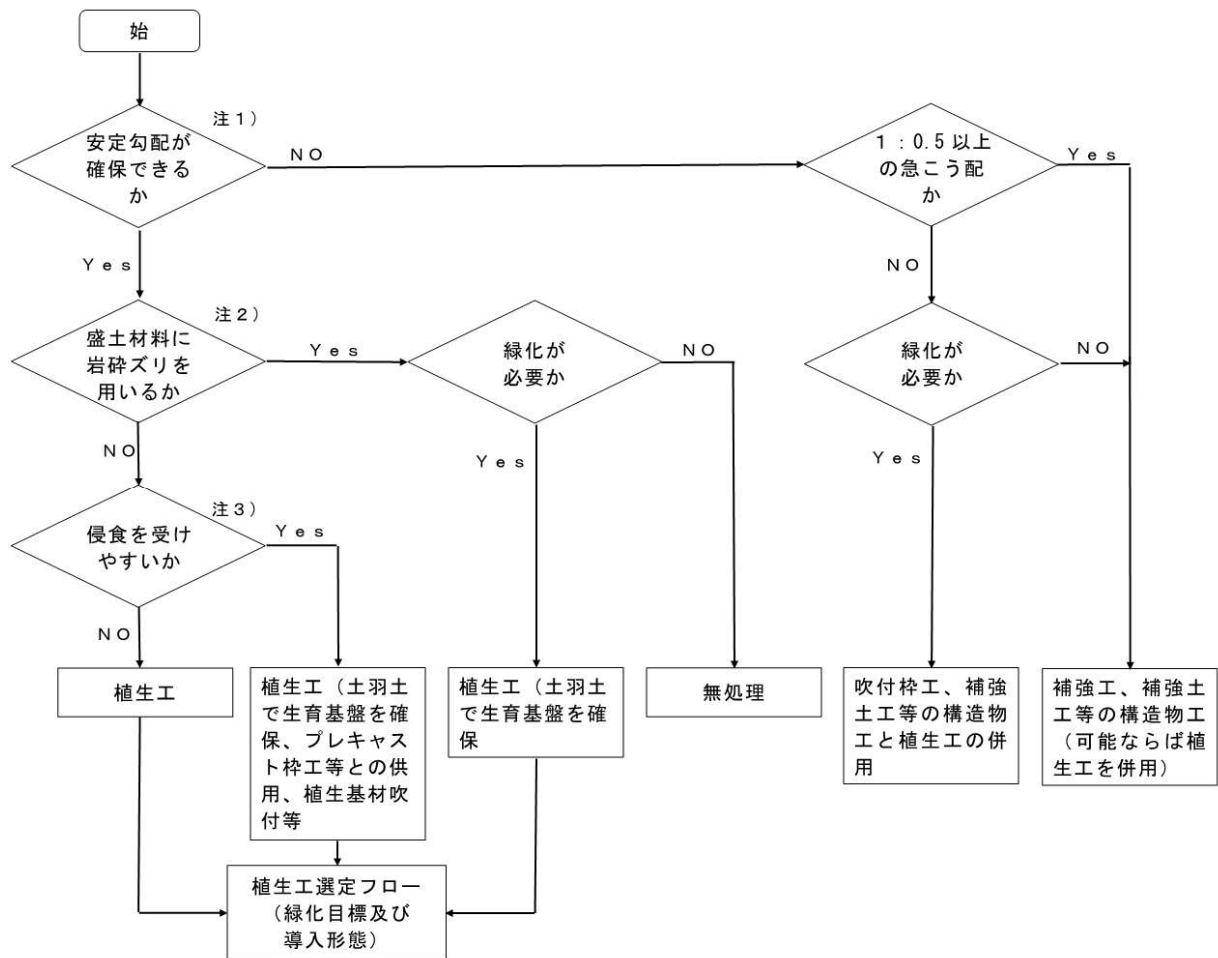


図4-5-2 のり面保護工の選定フロー(盛土のり面の場合)
 参考/引用:道路土工-切土工・斜面安定工指針
 ((公社)日本道路協会、平成21年6月)

- 注1) 盛土のり面の安定勾配としては、「道路土工-切土工・斜面安定工指針」解表4-3-2に示した盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配の平均値程度を目安とする。
- 注2) ここでいう岩砕ズリとは主に風化による脆弱性が発生しにくいような堅固なものとし、それ以外は一般的な土質に準じる。
- 注3) 侵食を受けやすい盛土材料としては、砂や砂質土等があげられる。
- 注4) 降雨等の侵食に耐える工法を選択する。

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

VII・3 のり面保護工及びその他の地表面の措置

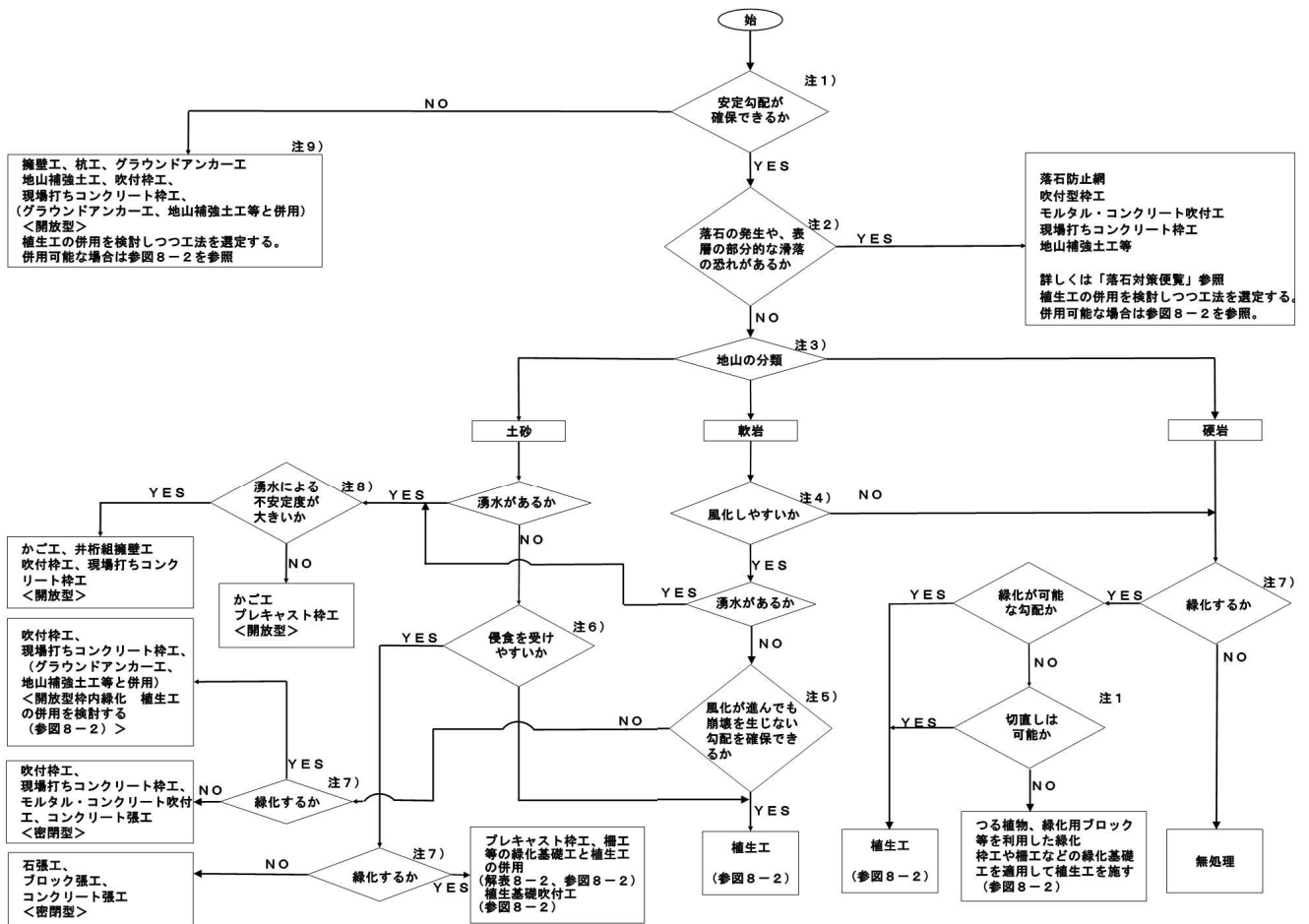


図4-5-3 のり面保護工選定フロー(切土のり面の場合)
 参考/引用:道路土工-切土工・斜面安定工指針
 ((公社)日本道路協会、平成 21 年 6 月)

注 1) 地山の土質に応じた安定勾配としては、『道路土工 切土工・斜面安定工指針』解表 6-2 に示した地山の土質に対する標準のり面勾配の平均値程度を目安とする。また、安定勾配が確保できない場合の対策として、可能な場合は切直しを行う。

注 2) 落石の恐れの有無は『道路土工 切土工・斜面安定工指針』の「第 10 章 落石・岩盤崩壊対策」及び「落石対策便覧」を参考にして判断する。

注 3) 地山の分類は「道路土工要綱共通編 1-4 地盤調査(9) 岩及び土砂の分類」に従うものとする。

注 4) 第三紀の泥岩、頁岩、固結度の低い凝灰岩、蛇紋岩等は切土による除荷・応力解放、その後の乾燥湿潤の繰返しや凍結融解の繰返し作用等によって風化しやすい。

注 5) 風化が進んでも崩壊が生じない勾配としては、密実でない土砂の標準のり面勾配の平均値程度を目安とする。

注 6) しらす、まさ、山砂、段丘礫層等、主として砂質土からなる土砂は表流水による侵食には

特に弱い。

注 7) 自然環境への影響緩和、周辺景観との調和、目標植生の永続性等を勘案して判断する。

注 8) 主として安定度の大小によって判断し、安定度が特に低い場合にかご工、井桁組擁壁工、吹付砕工、現場打コンクリート砕工を用いる。

注 9) 構造物工による保護工が施工されたのり面において、環境・景観対策上必要な場合には緑化工を施す。

注 10) ここでいう切直しとは、緑化のための切直しを意味する。

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

VII・3 のり面保護工及びその他の地表面の措置